

# 令和7年度 よこはま夢ファンド 組織基盤強化助成金 募集要項

## 1 趣旨

よこはま夢ファンドは、市民の皆様や企業等からの寄附を積立て、あらかじめ登録したNPO法人に対する事業助成を行うことを目的に、市が設置した基金です。登録団体の中には、「活動する仲間が増えない」、「団体の発展性が見えず、足踏み状態になっている」、「団体を運営する資金が足りない」等の組織基盤に関する悩みを抱えている団体もあります。そこで、平成27年度から、団体の組織基盤の安定や強化を図ることにより、市民公益活動の活性化へと繋げることを目的とした、組織基盤強化の取組の実施にかかる費用を助成する、よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金制度を開始しました。

また、令和3年度より、ワークショップ受講後、自己評価を2回行い、自団体の課題を明確化した上で組織基盤強化助成金を申請できるよう、制度の見直しを行いました。

なお、本助成金は、よこはま夢ファンドへの寄附の活用希望先が、「活動分野のみ指定」、また「活用先の希望なし」の寄附金を活用しています。

## 2 組織基盤強化とは

「組織基盤強化」とは、団体が安定的、継続的に運営を行うために、「人材」、「資金」、「情報」などの資源を充実させ、組織の力をつけていくことをいいます。

## 3 組織基盤強化助成金の概要

### (1) 対象

- ・よこはま夢ファンド登録団体
  - ・NPO 組織基盤強化ワークショップ（令和6年3月に実施） 受講団体
  - ・自己評価（令和6年6月～11月間に2回実施）実施団体
- 上記3つの条件を満たしている団体を申請の対象とします。

### (2) 助成対象となる取組について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する、団体の組織基盤強化を目指した取組を申請の対象とします。

### ※取組の例

#### ア 人材

- (ア) 代表理事や事務局長等の一個人に依存した体制を改善することを目的とした、既存スタッフの育成や新たな人材の受け入れ体制の整備
- (イ) 確実な事務処理を行うための、労務・会計等の事務処理を行う担当者のスキルアップの実施
- (ウ) 事業や活動にかかわる人材を増やすための、スタッフやボランティアが参加しやすい、活動しやすい組織への移行 等

イ 資金

- (ア) 新たな会員を増やし、会費収入を増やすための仕組み作り
- (イ) 寄附者から、新たに又は持続的に寄附を受けるための仕組み作り
- (ウ) 第3者を入れた、収入構造の見直し 等

ウ 情報

- (ア) 現在の活動をより広めるため、今後の事業の対象者となりえる層のニーズ調査の実施
- (イ) 団体の支援者を増やすため、団体のミッションや活動内容、その背景となる社会的課題・地域課題を広く知ってもらうための広報ツールの制作  
※広報ツールの制作にあたっては、助成金を使って単にリーフレットの印刷やホームページの立ち上げや改修を行うことにとどまらず、制作までのプロセスを重視し、事業計画に加えてください。
  - ・団体構成員が話し合い、団体の資源や強み、優先的に伝えるべきことの把握
  - ・広報ツールの素材調査・取材
  - ・有効的な広報戦略の立案

エ その他、団体の組織基盤強化を目指した取組

- (ア) 団体のミッションを着実に実現するための、団体の中期目標・中期計画の作成

(3) 助成の内容

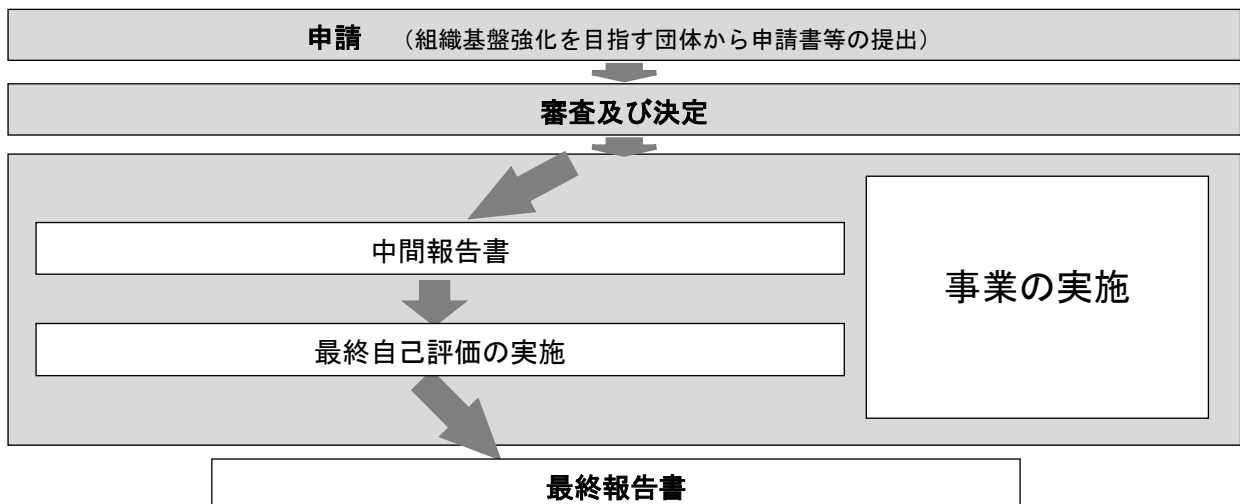
次の2つの内容を行います。

- ① 団体の組織基盤強化に関する取組の実施にかかる**費用の助成** → 4 (p. 3)
- ② **最終自己評価**の実施 (1回) にかかるファシリテーターの派遣 → 5 (p. 3~p. 4)

交付団体は、「組織基盤強化に関する取組」を実施するだけでなく、「最終自己評価の実施」についても、必ず行う必要があります。

最終自己評価を行うことで、実施した組織基盤強化に関する取組について、前年度の自己評価での気づきや見えてきた課題等を踏まえた、振り返りを行うことができます。この振り返りを経ることで、組織基盤の更なる強化へと繋がります。

(4) 流れ



(5) 申請可能件数

1 団体につき、1 件（取組）とします。

なお、1 団体あたりの交付回数は1回のみです。これまでに組織基盤強化助成金交付を受けたことがある団体は、組織基盤強化助成金に再度申請することはできません。

(6) 助成件数（予定）

3 件

※申請状況や選考結果によっては、助成対象件数が上記と異なる場合がありますので御了承ください。

## 4 費用の助成について

(1) 1 件あたりの助成金上限額

¥300,000.-

(2) 対象経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する団体の組織基盤強化に係る取組の経費とします。

ただし、横浜市が実施している他の助成制度による助成を受けている取組の経費については対象になりません。

## 5 最終自己評価の実施について

交付団体は、助成対象事業の実施期間（令和7年4月1日から令和8年3月31日）において、最終自己評価を行う必要があります。

最終自己評価の実施期間は、事業終了前に行えるよう、団体と調整をして決めます。

なお、事業を令和8年3月末まで行う団体については、最終自己評価を令和8年1～3月頃に行えるよう、調整を致します。

最終自己評価の際は、横浜市から、前年度の自己評価に参加したファシリテーターを再度派遣します。なお、最終自己評価の実施前に、派遣ファシリテーターとの事前打ち合わせを行います。

ファシリテーター派遣にあたっての詳細の流れについては、交付団体に対し、別途お知らせします。

※ファシリテーターは団体が自己評価を行う際に、団体の意見や気づきを引き出すきっかけとなるよう、団体内の話し合いに参加するため派遣しています。

(1) スケジュールについて

事業終了前～令和8年3月

- ・ 交付団体とファシリテーターの事前打ち合わせの実施
- ・ 最終自己評価に対する派遣

※打ち合わせ・派遣の日時、場所等は、団体とファシリテーターの意見を伺いながら、横浜市が調整します。

(2) 派遣されるファシリテーターについて

原則、交付団体が実施した前年度の自己評価に参加したファシリテーターと同じ方になります。

(3) ファシリテーター派遣にあたっての費用の取り扱いについて

ファシリテーター派遣にあたって、必要となる費用については、横浜市からファシリテーターに支払をするため、交付団体が支出する必要はありません。

## 6 手続について

7 ページの、「令和7年度よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金の手続について」参照

## 7 審査

(1) 審査方法

横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進委員会で審査を行い、横浜市が助成先及び助成金額を決定します。

(2) 審査基準

審査の際には、次の審査基準に基づき申請内容について審査を行います。

(3) 基準点

審査基準 (配点)	配点		説明
	点	換算式	
必要性 (10)	5	× 2	・ 自団体の現状の課題を把握した上で、組織基盤強化に取り組む目的・取組内容が記載されているか。 ・ 取組内容や経費は、団体にとって必要性を十分に踏まえたものとなっているか。過大な経費となっていないか。
活動の継続性及び発展性 (10)	5	× 2	・ 団体の活動が、団体の自主的・自発的な思いやきっかけによって、地域や市民への還元のために開始されたものか。 ・ 助成金を受けることで、現在の活動が安定し、より幅広いサービスの提供や、活動範囲の拡大などに繋がっていく可能性があるか。
公益性 (5)	5		・ 団体の活動が、不特定多数の人の利益に供し、先駆性、独創性、専門性など市民公益活動としての特性が生かされる活動を行っているか。
公開性 (5)	5		・ 取組の内容や経費の用途に関し、誰もが理解できるような表現がされているか。 ・ 団体の事業報告書等が所轄庁に提出されているか。

横浜市市民活動運営支援事業部会における評価点の満点（30点×5人＝150点）の6割の90点を基準点とします。評価点の合計点が基準点（90点）を超えた団体について、評価点が高い順に3件を交付団体とします。

(4) 横浜市市民協働推進委員会（委員長を除き五十音順） ※令和6年12月時点

	委員名	役職
委員長	鈴木 伸治	横浜市立大学国際教養学部 学部長 教授
委員	大塚 朋子	特定非営利活動法人こまちぷらす マネージャー
委員	菊池 賢児	戸塚区連合町内会自治会連絡会 会長
委員	後藤 智香子	東京都市大学 環境学部 准教授
委員	齊藤 ゆか	神奈川大学 学長補佐 人間科学部 教授
委員	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
委員	高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
委員	森川 正信	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表取締役

(5) 横浜市市民活動運営支援事業部会（部会長を除き五十音順） ※令和6年12月時点

	委員名	役職
部会長	松村 正治	特定非営利活動法人よこはま里山研究所 NORA 理事長
推進委員	大塚 朋子	特定非営利活動法人こまちぷらす マネージャー
専門委員	小山 秀樹	横浜信用金庫 営業統括部 副部長
推進委員	高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
専門委員	渊元 初姫	法政大学ボアソナード記念現代法研究所 客員研究員 NPO 法人サードプレイス 理事

## 8 提出方法について ※申請内容について事前に確認いたします。

よこはま夢ファンド担当まで書類一式（データ）をメールにてお送りください。

申請内容について確認事項や修正箇所がある場合は御連絡をいたします。

確認終了後、修正が完了した書類一式のデータをメールにて受領します。

【送付先】※郵送の必要はございません。

メールアドレス：sh-fund@city.yokohama.lg.jp

件名：「【送付】R7 組織基盤強化助成金申請書類（団体名を記入ください）」

（提出期限：令和7年1月23日（木）17時 まで）

※メールに添付できるファイルサイズ上限は、概ね【7MB】までとなっています。データサイズが大きい場合は、圧縮していただくか、複数回に分けてお送りください。

※事前確認なしの申請は受け付けておりませんので、御了承ください。

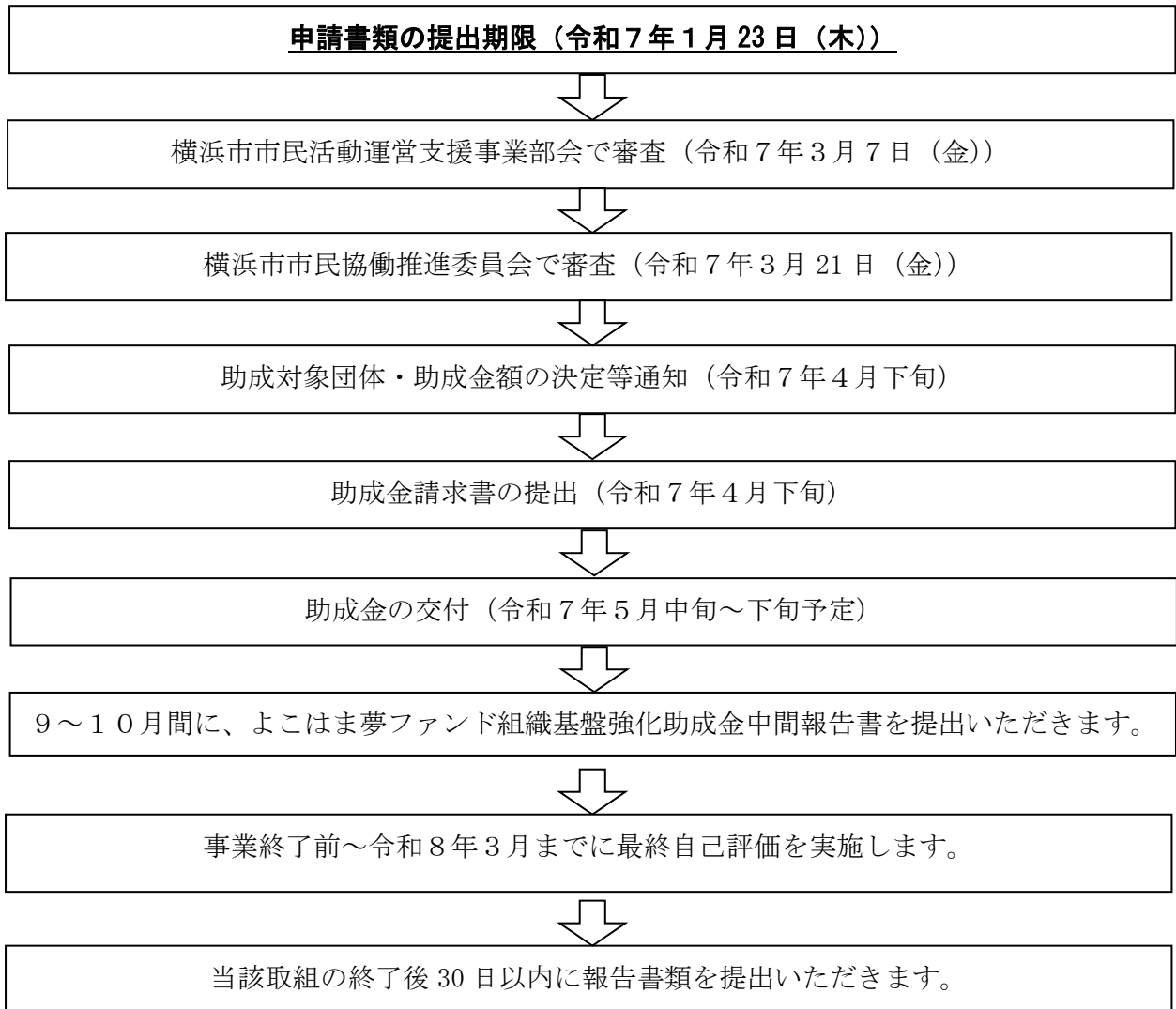
※締め切り日は申請が集中しますので、余裕をもってお申し込みください。

## 9 その他

- 助成金の交付決定後、申請内容・交付対象経費の内容等の変更が必要な場合は、事務局にご相談ください。
- 申請内容については事務局から質問させていただくことや、助成金を受け取ることが決定した場合には、書類を閲覧に供していただくことから、申請書類の写しをとっておいてください。
- 交付を決定した団体については、広報などへの御協力をいただく場合があります。
- 交付額に余剰が生じた場合には返還していただきます。
- 委員会の委員及び部会の専門委員の関係団体の申請について、当該委員は助成金交付に関する決定及び審査には関わらないこととしますので、貴団体の理事、監事又は社員の中に委員会の委員及び部会の専門委員にいる場合は、助成金申請時にお申し出ください。
- 上記の場合を除き、今回の助成金に関して、委員会の委員及び部会の専門委員との接触があった団体の申請は無効とします。
- 交付を決定した団体は、政治資金規正法第22条の3に基づき、交付決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附を行うことができません。
- 助成金により取得した物品等で、価格が30,000円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15条）に定める期間（ただし、10年を超える場合は10年とする。）、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができません。
- この助成金は、令和7年度予算が、令和8年3月31日までに横浜市議会において議決されることを停止条件とする助成金です。

# 令和7年度よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金の手続について

## 1 手続きの流れ(予定)



## 2 提出書類

- ①交付申請書 (第1号様式)、②計画書 (第2号様式)、③収支予算書 (第3号様式)、④前事業年度の役員名簿、⑤前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿、⑥前事業年度の事業報告書、⑦前事業年度の活動計算書、⑧当該事業年度の事業計画書、⑨当該事業年度の活動予算書

## 3 提出期限

令和7年1月23日 (木) 17時まで

## 4 審査結果の通知

申請団体には、審査の結果を、郵送により通知します。(令和7年4月下旬予定)

## 5 助成金の請求手続

交付決定通知を受けた団体は、同封されている助成金の請求書により請求してください。

## 6 取組の報告

### (1) 中間報告書

令和7年9～10月間に、よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金中間報告書を提出してください。早期に事業が終了する見込みの場合は、市民協働推進課よこはま夢ファンド担当までご相談ください。

### (2) 最終報告書

最終自己評価及び取組結果を踏まえて、取組終了後30日以内に次の書類を提出してください。

①よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金報告書（第10号様式）、②報告書（第11号様式）、③収支決算書（第12号様式）、④領収書等経費の支出を証する書類又はその写し、⑤その他取組に関する資料、⑥消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第14号様式及び第14号様式-1）※⑥のみ申請時にご提出いただいている場合は、不要です。

## 7 交付申請書提出時及び報告書提出時以外に仕入控除税額が発生したとき

### ※該当がある団体のみ

返還しなければならない金額の発生有無にかかわらず、消費税申告後1か月以内に提出してください。

①消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第14号様式）、②消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（第14号様式-1）

## 8 実施事業内容に変更が必要なとき

助成金事業は通常、提出した事業内容に沿って助成金を執行することが前提となっております。しかし事業を進める中で事業内容の変更が必要になった場合は、まずは事務局にご相談ください。ご状況を確認し、変更届の提出が必要な場合は、作成を依頼します。



**令和7年度よこはま夢ファンド助成 スケジュール(予定)**  
 (令和7年4月～令和8年3月) ※スケジュールは今後変更する可能性があります。

年	月	組織基盤強化		登録団体助成		
		組織基盤強化支援 (ワークショップ ～自己評価まで)	組織基盤強化 助成金	第1回 (事業対象期間： R7.4～R8.3)	第2回 (事業対象期間： R7.9～R8.3)	第3回 (事業対象期間： R7.12～R8.3)
5	12		募集開始	募集開始		
6	1		募集締切	募集締切		
	2		事業部会による 審査	事業部会による 審査		
	3	NPO 組織基盤強化 ワークショップ	推進委員会による 審査	推進委員会による 審査		
		自己評価団体募集				
	4	結果の通知	結果の通知	結果の通知		
	5	自己評価 (1回目)	助成金の支払	助成金の支払		
	6				募集開始	
	7				募集締切	
	8	自己評価応募団体 情報交換会			事業部会による 審査	
	9	自己評価 (2回目)	中間報告書の提出		推進委員会による 審査	募集開始
	10				結果の通知	募集締切
	11				助成金の支払	事業部会による 審査
12	R7 年度 組織基盤強化助成 金団体募集開始				推進委員会による 審査	
7	1	募集締切	最終自己評価			結果の通知
	2	事業部会による 審査				助成金の支払
	3	推進委員会による 審査				
	4	結果の通知				

**担当(問合せ先)**

横浜市市民局市民協働推進課 よこはま夢ファンド担当  
 住 所：〒231-0062 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎12階  
 電 話：045-671-4734、FAX：045-223-2032  
 MAIL：sh-fund@city.yokohama.lg.jp